

裾野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、裾野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年裾野市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中に行うものとする。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）により行わなければならない。この場合において、当該写しの交付に要する費用は、裾野市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年裾野市議会訓令第2号）第18条の規定の例による。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、裾野市の休日を定める条例（平成2年裾野市条例第8号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

（施行期日）

この訓令は、公表の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

年 月 日

裾野市議会議長 様

裾野市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

裾野市議会議長 様

裾野市議会議員

訂正届

裾野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

裾野市議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

裾野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲